第 531 回　福井地方最低賃金審議会

１　日　時　令和８年９月 18 日（金）午前 10 時 00 分～午前 11 時 50 分

２　場　所　福井春山合同庁舎１階　第一共用会議室

３　出席状況　【出席 14 名】

公益代表委員　井花委員、竹川委員、廣瀬委員（欠）、坪川委員、藪内委員

労働者代表委員　飯塚委員、岡本委員、島田委員、髙山委員、中澤委員、

使用者代表委員　酒井委員、豊嶋委員、中山委員、西澤委員、山口委員

事務局　佐藤労働局長、工藤労働基準部長、野﨑賃金室長、
矢村賃金指導官、山田賃金係長

４　議　題

（１）令和８年度福井県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について

（２）令和８年度福井県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

（３）令和８年度福井県特定最低賃金の改正決定について（諮問）

（４）その他

５　議　事

（開会）

○井花会長

皆さん、おはようございます。では、ただいまより、第 531 回福井地方最低賃金審議会を開催いたします。本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。本日は、傍聴人が１名いらっしゃることを御報告いたします。では、はじめに定足数の確認を事務局からお願いいたします。

○矢村賃金指導官

はい。では、本日の審議会では、廣瀬委員が御欠席ということで予定委員 15 名のうち 14 名の方が出席されております。

よって、委員総数の３分の２以上、各側委員の３分の１以上の要件を満たしておりますので、本審議会は有効に成立していることを御報告いたします。以

上です。

○井花会長

はい、ありがとうございます。それでは、議題（１）「令和８年度福井県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」に入ります。

本日の流れですが、はじめに検討小委員会で聴取した関係労使の意見を確認した上で、三業種全般について全体協議を行っていきたいと思っております。その上で議論を深め、個別協議を行ってから、遅くとも 11 時 30 分頃をめどに採決を行いたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

○井花会長

はい、では、はじめに「全国の地域別最低賃金の結審状況」と「特定最低賃金の審議状況」について、事務局から説明をお願いいたします。

○野﨑賃金室長

はい。まず、全国の地域別最低賃金の結審状況について御報告申し上げます。次第の次に配付しております資料を御覧ください。９月３日までに、全ての都道府県で結審いたしました。引上げ額は目安どおりから最大でプラス９円となり、全国加重平均では 1,177 円、引上げ額は 56 円、引上げ率は 5.0％となりました。発効日につきましては、指定日発効となったのは 10 府県で、最も遅い発効日は 12 月２日となっております。

続いて、特定最低賃金の審議状況についてでございますが、北陸地方の必要性審議の状況について御報告いたします。まず、石川県でございますが、「百貨店，総合スーパー」につきましては、昨年度は必要性有りとして金額改正されましたが、今年度は必要性無しとなりました。一方、「機械器具製造業」、「電気機械器具製造業」、「輸送用機械器具製造業」については必要性有りとなり、今後、金額審議が行われます。次に、富山県でございますが、改正申出のあった三つの特定最低賃金はいずれも必要性無しとなり、２年連続して全ての業種で改正が見送られております。最後に、新潟県ですが、昨年度は改正があった業種が一業種ございましたが、今年度は改正申出のあった三つの特定最低賃金について、いずれも必要性無しとしております。近県の必要性審議の状況は以上です。

○井花会長

ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明につきまして、御意

見、御質問等ございましたらお願いいたします。

（特になし）

○井花会長

特にございませんでしょうか。ありがとうございます。

では、引き続き議事を進めます。本年度は検討小委員会を設置し、関係労使から意見聴取を実施していただきましたので、ここで検討小委員会の坪川委員長から、意見聴取の結果を御報告していただきたいと思います。坪川委員長、よろしくお願いします。

○坪川委員

はい。本年度、検討小委員会の委員長を務めました坪川でございます。検討小委員会では、当該特定最低賃金の改正決定の申出人である労働者側から意見聴取を実施し、お手元の資料目次の資料項番４、６、８のとおり、資料を提出していただきながら、改正決定が必要であるという立場で御意見を伺いました。また、資料項番５、７、９のとおり、使用者側の参考人として出席された業界団体役員、企業の方から、当該産業の実情と改正決定の必要性に係る御意見をお伺いしました。これらの内容につきましては、資料項番２、３に議事要旨として添付されておりますので、事務局から読み上げていただきますようお願いいたします。

○野﨑賃金室長

それでは資料項番２、３を御覧ください。議事要旨ですが、内容については資料項番４から９までの意見書に記載されている内容と重複している部分もありますので、その点については時間も限られていることから、意見書を御覧いただくことで割愛させていただき、意見書に対する各委員からの御質問に対する回答と委員からの御発言に絞って述べさせていただきます。

まず、「繊維」について、労働者側申出人からの意見書についてです。資料全体の頁数で見て３頁の下から１ポツ目、近年の最低賃金引上げを踏まえた、繊維産業における下請企業への価格転嫁の状況については、依然として十分とは言えない状況であり、要因として労使双方において価格転嫁に対する認知や理解が十分に浸透していないこと、４頁の上から１ポツ目、繊維産業全体としては縮小傾向にあり、福井県内の事業所数も減少しているが、全国と比較すると減少率は低く、比較的産業集積が維持されており、福井県としては産業集積を維持し、事業所を残していくための取組が重要であるといった申出人

からの回答がありました。

次に、参考人からの意見書について、６頁の上から１ポツ目、繊維産業における労働者の年齢構成やパートタイム労働者比率について、参考人として詳細な統計データは保有していないが、感覚的なものとして正社員が中心ではあるが、パートタイム労働者、外国人材を活用しながら柔軟な雇用運営を行っており企業ごとに状況は異なること、２ポツ目、若手人材の育成・確保状況については企業によって状況は異なり、後継者がおり、経営状況が良好な企業では、有能な若手人材の採用が進んでいるが、将来の経営を担う人材が育成されている企業も存在すること、３ポツ目から５ポツ目、従業員に占める技能実習生の割合については、織物業界全体では技能実習生は約 300 人程度であり、業界全体の労働者数から見ると比率はそれほど高くなく、日本人労働者の割合が圧倒的に高い状況であること。また、受入れには住宅確保、生活支援等多くの費用が発生し、技能実習生の活用は単に人件費削減を目的としたものではなく、人材確保が困難なため技能実習生を活用していること。また、技能実習生は年々増加しているわけではなく、技能実習生の活用により人手不足を補っている面はある一方で、技能の蓄積や継承という観点では課題もあること、６頁下から２ポツ目、価格転嫁が十分に進まない要因については、電気料金などのエネルギーコストについては、取引先から一定の理解を得られ、価格転嫁が認められるケースが多い一方で、人件費上昇分については十分な価格転嫁が難しい状況にあり、各企業は人材確保のため賃上げを実施しているが、そのコストを販売価格へ反映することは容易ではないこと、７頁の上から１ポツ目、繊維産業における価格転嫁に対する商社の影響力については、企業の中には商社へ販売している企業も多く、商社の影響力は大きいものの、一方で、商社も更にその先の取引先へ販売しているため、商社自身が価格転嫁できるかどうかが重要な要素になり、価格転嫁の課題はサプライチェーン全体の問題であること、２ポツ目、繊維産業の経営者との会話の中では、賃上げ負担や年間人件費の増加に関する悩みを耳にすることがあるといった参考人からの回答がありました。

次に「機械」について、労働者側申出人からの意見書について、資料 10 頁の質疑応答の１ポツ目、特定最低賃金が公正競争の確保にどのように関係するのかについて、企業間で賃金水準に大きな差が生じると人材確保に影響が生じ、人材が一部企業へ集中し、他企業では人材不足によって生産活動に支障が生じる可能性があり、産業全体として適正な競争環境を維持するため、最低限の賃金水準を確保する必要があること、３ポツ目、輸出関連企業や中小企業の中には厳しい経営環境に置かれている企業もあり、近年の地域別最低賃金の大幅引上げを踏まえると、従来と同じ考え方で特定最低賃金を議論できるのかとの御意見に対して、影響率を見る限り、地域別最低賃金 1,112 円に引き

上げられた場合でも影響率は 5.2%、対象者数は 53 人であり、当該産業の多くの企業は既にその水準を上回る賃金を支払っていると考えられ、仮に特定最低賃金が更に引き上げられても、影響人数は限定的であり、産業の将来や人材確保の観点から前向きな議論を行うべきであること、下から１ポツ目、影響率が低いことは、多くの企業が既に一定水準以上の賃金を支払っていることの表れと認識していること、11 頁の上から１ポツ目、特定最低賃金は地域別最低賃金とは異なり、産業の発展や人材確保の観点から設定される制度であり、公正競争の確保の観点からも特定最低賃金を引き上げていくべきであること、２ポツ目、隣県の石川県では、地域別最低賃金は福井県より高いものの、多くの特定最低賃金について改正の必要性が継続して認められており、福井県においても同様に、特定最低賃金の意義を踏まえて検討すべきといった申出人からの回答がありました。

次に、参考人との質疑応答について、11 頁下から１ポツ目、半導体関連の一部企業は受注増加がある一方で繊維関連や自動車関連は厳しい状況が続いている、業界全体が好調という認識には違和感がある、価格転嫁も十分進んでいないこと、12 頁上から１ポツ目、原材料やエネルギーコスト上昇への影響は大きく、将来の見通しが立ちにくく、設備投資にも慎重になっている、人件費増加は大きな負担となっていること、２ポツ目、賃上げ以外で人手不足に対応する方法については、外国人材の活用、年金受給者・高年齢労働者の活用で対応しているが、賃上げだけで人材確保ができる状況ではないこと、３ポツ目と４ポツ目、若手人材確保・技能継承について業界として若手確保については、工業系高校との連携、工場見学や技術者派遣、若年層に業界の魅力を知ってもらう活動を進めているが、経営環境が厳しく、設備投資や事業拡大に踏み切りにくい状況があるといった参考人からの回答がありました。

また、使用者側委員からの補足意見として 12 頁下から１ポツ目のとおり、原材料価格は元の水準に戻る見込みがなく、企業は資材調達で大きな苦労をしていること、見積り段階からコスト変動リスクを抱えており、固定費である人件費上昇は極めて厳しいとの認識を述べられました。

次に「電気」について、労働者側申出人からの意見書について、16 頁の上から２ポツ目、価格転嫁が十分にできず経営環境が厳しい企業が存在すること、16 頁下から１ポツ目、特定最低賃金が 1,113 円となった場合、影響率が 30.8%に達することについては、影響率の高低のみで改定の是非を判断すべきではなく、影響を受ける労働者が多い事実を認識した上で、その課題にどう対応するかを考えるべきであること、17 頁上から２ポツ目、大手企業は設備投資を行い、作業のオートメーション化が進んでいるのに対し、中小企業は、労働分配率が高い仕事になっていることといった申出人からの回答がありました。

次に参考人との質疑応答について、19 頁上から３ポツ目、政府の価格転嫁促進策の影響もあり、ここ数年は大手企業との価格交渉の場は設けられやすくなっており、価格交渉では、賃金上昇だけでなく原材料費や各種コスト上昇分を踏まえて価格改定を要請している、発注側からは「企業努力による吸収も必要」との見解が示されることが多く、最終的には要望額の半分程度で決着するケースが多いこと、19 頁下から１ポツ目、価格転嫁不足そのものを理由として廃業した事例は把握していない、一方で、人材確保ができず事業継続を断念した企業は見聞きしていること、20 頁上から１ポツ目、原材料費については、価格上昇の根拠資料を提示できるため比較的認められやすい一方で、人件費部分の価格転嫁は依然として認められにくく、100％転嫁には至っていないこと、20 頁３ポツ目、人材確保は極めて厳しい状況にあり、多くの企業が 60 歳以降の継続雇用や 65 歳以降の再雇用拡大に取り組んでいること、外国人労働者の活用も進んでおり、製造業の人材確保には欠かせない存在となっていること、20 頁下から１ポツ目、日本人の新卒採用や中途採用の賃金設定において、特定最低賃金はほとんど意識していないこと、地域別最低賃金や特定最低賃金の水準で求人募集を行った場合、地域内でも最低水準の求人となり、人材確保は困難であることといった参考人からの回答がありました。

最後に 22 頁以降は意見聴取後の委員間での検討となりますが、労働者側代表委員からは特定最低賃金の改正必要性に肯定的な意見、使用者側代表委員からは否定的な意見が出されております。説明は以上です。

○坪川委員

ありがとうございました。検討小委員会での意見聴取結果は以上のとおりでございます。

○井花会長

ありがとうございました。

ただいま概要を御説明いただきましたが、検討小委員会は申出人、参考人の意見を聴取し、それを踏まえて出席委員が考え方を述べる場であり、それ以上のことを決定するものではないと理解しております。

三業種について意見聴取が行われたわけですが、特定最低賃金は御承知のとおり労使のイニシアティブによるものであり、必要性については全会一致で決定することとなっております。

そこで、三業種の検討小委員会において、雰囲気や温度感、あるいは業種ごとの温度差のようなものが感じられたのであれば、お聞かせいただけますでしょうか。この後、個別協議も予定しておりますので、具体的な内容については

その場でも御議論いただくことになると思いますが、委員長として感じられたことがございましたらお願いします。

○坪川委員

すみません。特に産業ごとに特筆すべき点はなかったと考えております。業種ごとの大きな違いも感じられず、各業種とも共通した課題や状況が見受けられるという印象でございました。各業種ともおおむね同様の流れで議論が進められたという印象を持っております。その中で、福井県の基幹産業と位置付けられるべき産業についてはどうかという趣旨の話題にも触れましたが、特に業種間で大きな差があるというお話ではございませんでした。補足がございましたらお願いいたします。

○竹川委員

私自身の感触としましては、繊維産業については、なかなか付加価値が高いとは言えず、労働分配率も比較的高い状況にあるため、厳しさがあると感じました。一方で、機械関係については、比較的小規模であっても健闘している企業があることや、仮に 1,113 円まで引き上げた場合の影響率も５％程度と低いことから、一定の対応余地があるようにも感じました。もっとも、こうした状況は年度によって変化する部分もありますので、総合的に判断していく必要があると思います。また、電気関係については、下請構造の中で元請企業と下請企業との間に認識の差があるのではないかという印象を持ちました。あくまで私個人の受け止め方でございます。

○井花会長

ありがとうございました。ほかに何かございますか。

○薮内委員

最低賃金の水準では、現在ほとんど外国人労働者を確保することは難しい状況にあると感じています。また、日本人労働者についても、最低賃金に加えて何らかのプラスアルファを求める傾向が強くなっているのではないかと感じています。どの業種も実際難しいのではないかと感じました。簡単ですが以上です。

○井花会長

ありがとうございます。使用者側委員、あるいは労働者側委員の皆様で、何か御意見や御発言されたい方はいらっしゃいませんでしょうか。この後、それ

ぞれの立場で協議の場もございますので、その際でも構いませんが。

○島田委員
　はい。

○井花会長
　はい、どうぞ。

○島田委員
　使用者側参考人の方のお話にもありましたが、外国人の方についても、もはや最低賃金で雇用できる時代ではないという印象を持っています。最初の１年目は最低賃金水準で雇用したとしても、２年目、３年目となり、技能や経験が身に付いてくれば賃金を上げていかなければならないというお話も伺いました。外国人の方は賃金水準に対して非常に敏感であり、そうした意味では、もはや「安く雇うことができる人材」ではありません。最低賃金水準は初年度であっても今後その条件で人材が来てくれるのかという印象を持っています。
　また、繊維産業について補足しますと、繊維産業も同様に下請構造が非常に強く、分業体制の中で、原材料から糸を作り、糸を加工し、布を製造する、色を付けるといった工程ごとに事業者が分かれております。糸に加工を施し、機能性を付加し、そこから製品化していくというように、繊維産業は分業体制が進んでおります。そのため、そうした分業構造も価格転嫁が進みにくい一因ではないかと考えています。また、福井県では一次下請だけでなく、二次、三次、四次下請まで含めた事業者が多く存在しているため、価格転嫁について苦労している面があるのではないかと思います。一方で、繊維産業も従来型のものだけではなく、高機能素材の時代に入っておりますので、そうした技術を持つ企業と持たない企業との間では、収益力に大きな差が生じているのではないかと感じています。繊維産業についての補足として申し上げました。

○井花会長
　ありがとうございます。私の進行の仕方や説明が分かりにくかったかもしれませんが、この後、労使双方から、それぞれの立場で更に掘り下げたお話をお聞きしたいと思っております。検討小委員会での議論と重なる部分もあると思いますが、本日は本審議会の場ですので、改めて御意見を頂きたいと思います。それでは、労使双方から御意見や御質問等をお聞きしたいと思います。先ほど島田委員から少し掘り下げたお話も頂きましたが、まず労働者側から御意見をお聞きしてもよろしいでしょうか。改めて、今の島田委員のお話も含め、それ

に付加する御意見等がございましたらお願いいたします。

○中澤委員

はい。労働者側委員の中澤でございます。発言の機会をいただき、ありがとうございます。

皆様のお手元に、「特定最低賃金の必要性に係る労働者側主張」を配付させていただいております。この資料は、先日の検討小委員会において、参考人や申出人からお話しさせていただいた内容も踏まえ、補足的な内容を含めて作成したものです。こちらの資料に沿って説明させていただいてよろしいでしょうか。

○井花会長

はい、お願いいたします。

○中澤委員

ありがとうございます。

先ほど、検討小委員会の議事要旨も参照しながら御説明いただきましたので、重複する部分もあるかと思いますが、それぞれの業種について説明を行った後、最後に総論として意見を述べさせていただきたいと思います。まず、繊維産業についてですが、先ほど坪川委員から基幹産業の立ち位置についてもお話がございましたので、御説明いたします。

繊維産業につきましては、産元商社が分業を統括している産業構造であることや、小ロット・短納期・高機能素材を得意としているといった特徴があります。また、資料に記載しておりますとおり、令和６年経済構造実態調査製造業事業所調査における繊維工業の事業所数、従業者数、製造品出荷額、付加価値額の構成比は全国１位となっております。つまり、福井県の製造業に占める繊維工業の割合は全国でも最も高く、正に福井県の基幹産業であると考えております。その上で、この繊維産業を今後も支えていく必要があると考えておりますが、検討小委員会でも御説明しましたとおり、令和４年６月、令和５年６月、令和６年６月、令和７年６月、令和８年６月のデータを見ると、入職者数と離職者数の差引きである増減数は明らかに減少傾向にあります。この状況は、福井県の基幹産業である繊維産業を今後縮小させてしまうことにつながりかねず、大きな課題であると認識しています。経営環境が厳しいことは承知しておりますが、その中でも特定最低賃金の引上げによって一定の賃金水準を維持し、人材確保につなげていく必要があると考えております。以上が繊維産業についての主張でございます。

続いて、繊維機械、金属加工機械製造業について申し上げます。実際の経営状況等に基づいて御説明いたします。令和６年度の労働分配率につきましては、第530回審議会資料にもありますとおり、51.8％となっております。また、令和８年６月の生産用機械工業の県内工業指数は 165.9 で、対前年比プラス60.0％となっており、この業界は非常に好調であると認識しております。一方で、同じ令和８年６月時点において、求人が72人に対し充足した人数は19人となっております。福井県において機械産業を将来にわたって維持・発展させていくためには、人材確保が大きな課題となっており、求人に対して十分な人材が確保できていない実態が見受けられます。機械産業の参考人からもお話がありましたが、外国人労働者や高年齢労働者によって人手不足を補う形になった場合、技能継承が十分に行われず、結果として企業や産業そのものが縮小傾向に陥ってしまうのではないかという危惧を持っております。そうした点も含めて、必要性を主張させていただきたいと考えております。

また、機械関係の特定最低賃金については、近隣県においても改正が行われております。福井県としても、そうした動向に取り残されてはならないと考えております。さらに、賃金特性値について申し上げますと、第１・10分位数でも110.0となっており、地域別最低賃金改定後の影響率も5.2％程度となっております。使用者側からは、「最低賃金を引き上げれば、それに伴って他の従業員の賃金も引き上げなければならない」という御意見もございましたが、それを裏付ける具体的な数値は確認できておりません。そのため、私どもとしては、影響率などの客観的なデータを基に議論すべきであると考えております。

続いて、電気機械器具製造業について申し上げます。労働協約適用率は74.8％であり、対象労働者9,613人のうち7,198人が対象となっております。これは非常に高い数字であると認識しております。また、労働協約締結企業７社の初任給についても、最低でも時給換算1,253円となっており、特定最低賃金額を大きく上回る状況となっております。さらに、福井県における電気機械器具製造業は、従業員数が全国８位、生産額や付加価値額についても全国５位から６位程度に位置しており、福井県の主要産業の一つであると認識しております。

最後に、総括として三点申し上げます。まず、特定最低賃金には、企業が価格競争を行う際に、労働者の賃金を過度に引き下げることで安売り競争を行うことを防止する役割があります。賃金水準が過度に抑制されることは、産業の魅力低下にもつながると考えております。次に、使用者側からは「賃金を上げたくても上げられない事業者が多い」との御意見もございましたが、「労務費の適切な価格転嫁のための価格交渉に関する指針」においては、特定最低賃金は価格転嫁の合理的な根拠の一つとして位置付けられております。そのため、

特定最低賃金を活用しながら、賃金を引き上げやすい環境づくりを進めていくことが必要であると考えております。最後に、繊維産業、繊維機械・金属加工機械製造業、電気機械器具製造業のいずれについても、産業規模、製造業に占める割合、雇用状況、人手不足の実態などを総合的に勘案すると、改善を図る必要性があると考えております。以上で説明を終わります。

○井花会長

ありがとうございます。他の労働者側委員の皆様で、御意見や補足説明等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（特になし）

○井花会長

それでは、ただいまの労働者側委員からの御説明、御意見に対して、使用者側委員から御質問あるいは御意見等がございましたらお願いいたします。

○山口委員

よろしいでしょうか。

○井花会長

はい、どうぞ。

○山口委員

ありがとうございます。まず、会長から先ほどございました、検討小委員会を経験してどうであったかという点について申し上げますと、労働者側委員の皆様が、この特定最低賃金制度や最低賃金の在り方について、非常に真摯に考えておられることがよく伝わってまいりました。私自身としても、最低賃金はどうあるべきか、さらには特定最低賃金をどのように考えるべきかという点について、労働者側委員のお立場からの様々な御意見を伺うことができ、大変有意義であったと感じております。その上で、今回配付された資料も踏まえ、特定最低賃金改正の必要性について意見を述べさせていただきます。

結論から申し上げますと、次の理由から、現時点では改正の必要性はないと考えております。まず一点目です。労働者側委員から、適用業種における労働分配率が低く、付加価値が高くなっているのではないかという趣旨のお話があったと認識しております。しかし、本日御提示いただいた資料を見ますと、それぞれの業種において、製造業全体との比較では付加価値率は必ずしも高くな

く、むしろ労働分配率が高い状況が数字として表れております。したがって、各業種の経営に余裕があるという状況ではないと私どもは認識しております。続いて、資料２頁を御覧いただきたいと思います。また、検討小委員会での参考人からの意見も踏まえますと、各業種に共通する事項として、価格転嫁は一定程度進んでいるものの、人件費上昇分について十分な価格転嫁が実現できているケースは少ないという状況があると考えております。これを裏付けるものとして、検討小委員会において参考人の方々からも同様の発言がございました。内容を見ても、価格交渉そのものには応じてもらえるようになってきたものの、実際の交渉結果として十分な価格転嫁が実現しているわけではなく、依然として厳しい状況が続いていると認識しております。

もう一点、未満率や影響率について申し上げます。これらの数字については、それぞれ意味合いが異なるため、単純に比較することはできないと考えております。例えば、影響率 5.2％という数字だけを見れば低いようにも見えますが、本来、特定最低賃金が改正された場合、改正後にその水準を下回る労働者は存在しないこととなります。したがって、改正前の影響率だけをもって判断するのは適切ではないと考えております。ここで問題となるのは全産業平均の影響率が 27.6％であるのに対し、電気機械器具製造業については 30％を超える影響率となっております。この業種への影響は無視できるものではないと考えております。労働者側からは、「特定最低賃金だからこそ引き上げていくべきであり、基幹産業なのだから改正すべきである」という趣旨のお話がございました。その考え方については一定程度同意するところではあります。しかしながら、現状では支払能力に余裕のない企業も少なくなく、そのような企業が存在する中で、公的な制度として賃金引上げを求めることについては、私どもとしては納得し難い部分があります。

なお、先ほど労働者側委員から、機械の第１・10 分位数や影響率に関する説明がございましたので、その点について補足いたします。

第 530 回資料 89 頁の賃金特性値を御覧いただくと、現在の状況が示されております。前回改正が行われた令和５年ですと第１・10 分位数 112.7、令和４年が 115.6 となっており、高い数値であり改正やむなしであったと考えますが、

それと比較した場合、現在は一定の改善が見られるとはいえ、決して十分な状況とは言えません。そうした数字を踏まえても、現時点において改正の必要性を認める状況にはないのではないかと考えております。

○井花会長

ありがとうございました。他の使用者側委員の方で、御意見あるいは補足等

はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

（特になし）

○井花会長

続いて、公益委員の皆様から御意見、御質問等はございませんでしょうか。よろしいですかね。

（特になし）

○井花会長

ただいま、労働者側、使用者側の双方から御意見をいただきました。現在、三業種について議論のそ上に載せておりますが、労働者側からは必要性有りとの主張、使用者側からは必要性無しとの主張がそれぞれ示されたものと理解しております。内容についても確認させていただきました。それでは、ここから個別協議に入りたいと思います。

○飯塚委員

申し訳ありません。個別協議に入る前に機械の立場から、先ほどの使用者側の御意見について、私からもお伝えしたいことがありますので発言させていただきます。

まず、最後にお話がありました賃金特性値 110.0 という数字についてです。前々回の改正時の数値より低いという御説明がありましたが、影響率 5.2%が高いのか低いのかという議論とも関係することですが、私はこの 110.0 という数値については、優位性として十分認められるべき数値だと考えております。仮に 115 であれば認められるのかという話にもなりますので、これはそれぞれの立場による判断になると思いますが、私の立場から言えば、110.0 という数値は十分に評価に値するものだと考えております。また、影響率 5.2%についても申し上げます。影響率を算出する際の分母が異なります。全産業平均 27.6%という数値は、福井県全体の労働者数を分母としているものと理解しておりますが、繊維機械や機械産業における 5.2%は、それぞれの産業における労働者数を分母として算出されております。したがって、単純比較はできないと考えます。さらに、5.2%という割合だけでなく人数で見れば約 50 人程度であり、100 人にも満たない状況です。この人数をどう評価するかは立場によって異なると思いますが、割合だけでなく実人数も踏まえて考える必要があると

思います。また、電気機械器具製造業で影響率が 30.6%となっていることについては、高賃金層と低賃金層の二極化が進んでいる状況を示しているのではないかと考えております。仮に産業として賃金の二極化が望ましくないのであれば、法律による一定の上乗せによって、その差を少しでも縮小していく必要があるのではないかと考えます。私は当該産業の関係者ではありませんが、数値を見た際にそのように感じたところであります。

○井花会長

ありがとうございました。ただいまの御意見につきまして、使用者側から御説明、あるいは御意見等はございますでしょうか。

○山口委員

特に意見としてはございません。そのような角度から見れば、その御意見もそのとおりだと思います。

○井花会長

ありがとうございます。それでは、ただいまから個別協議に入りたいと思います。まず、労働者側との個別協議から行うことでよろしいでしょうか。特に異存はございませんか。

（異議なし）

○井花会長

それでは、労働者側との個別協議を行いたいと思います。別室はございますか。

○野﨑賃金室長

控室を 14 階に御用意しております。よろしければ１階ロビーを御利用いただいても結構です。いずれかで御利用ください。

○井花会長

個別協議は、それぞれ 15 分程度を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、まず使用者側委員の皆様は御退席をお願いいたします。

（使用者側委員退室）

（傍聴人退室）

（公労による個別協議開始）
（公労による個別協議終了）
（労働者側委員退室）
（使用者側委員入室）
（公使による個別協議開始）
（公使による個別協議終了）
（使用者側委員退室）
（労働者側委員入室）
（公労による個別協議開始）
（公労による個別協議終了）
（使用者側委員入室）
（傍聴人入室）

○井花会長

それでは、全体協議を再開いたします。皆様御承知のとおり、先ほど個別協議を行い、終了したところです。個別協議の場でも、それぞれ相手側の意見や考え方についてはお伝えしましたが、改めて全体として申し上げます。

労働者側としては、現在「必要性有り」として申出を行っている三業種について、メリハリを付けて考えることや、柔軟な対応、優先順位を付けて検討する余地があるという考えが示されました。その中では、具体的な業種・産業についての意見交換もありました。

一方、使用者側としては、特定産業を今後どのように成長させていくかという観点から、最低賃金も重要な要素になり得るという点については理解を示されていました。また、特定産業をどのように成長させていくのか、そのための長期的かつ大きなビジョンを共有し、議論することの重要性についても理解されていました。ただし、現実的な問題として、特定最低賃金を引き上げた場合、その影響を受ける中小・零細企業の状況も考慮しなければならないとの意見がありました。特にここ数年、そして今年についても、地域別最低賃金が大幅に引き上げられている中で、さらに特定最低賃金を引き上げることの影響について慎重に考える必要があるとの考えが示されました。公益委員の皆様から、個別協議の内容について何か補足がありましたらお願いいたします。

○井花会長

よろしいでしょうか。

（特になし）

○井花会長

それでは、特定最低賃金の必要性についての審議につきましては、十分に議論が尽くされたものと私は考えております。その上で、ここから採決に移りたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

○井花会長

この会議は原則として公開ですが、公開することによって率直な意見交換や審議の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議の全部または一部を非公開とすることができます。

この理由により、本年度最初の審議会において、採決については非公開とすることが決定されております。したがいまして、これより非公開といたします。

（傍聴人退室）
（非公開審議開始）
（採決）
（傍聴人入室）
（公開審議再開）
（答申文（写）配布）

○井花会長

それでは、議題（２）に入ります。議題（２）「令和８年度特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）」の答申に移ります。先ほどの採決の結果、いずれの業種についても、特定最低賃金の改正決定について全会一致で「必要性有り」とする結論には至りませんでした。それでは、事務局より答申文を朗読してください。

○野﨑賃金室長

お手元にございます答申文（案）を朗読いたします。

（答申文（写）朗読）

○井花会長

改めて確認いたしますが、この内容で答申することとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

○井花会長

それでは、労働局長に答申いたします。

（答申文を会長より局長に手交）

○井花会長

続きまして、議題（３）に入ります。議題（３）「令和８年度福井県特定最低賃金の改正決定について（諮問）」です。先ほどの結果により、全ての業種について金額審議を行うための必要性が認められませんでしたので、本議題についての審議は行わず、次の議題（４）「その他」へ移ります。事務局から説明をお願いいたします。

○野﨑賃金室長

事務局から一点ございます。最後に、最低賃金専門部会の廃止についてお諮りいたします。最低賃金専門部会は、最低賃金審議会令第６条第７項の規定により、その任務を終了したときは、審議会の議決によって廃止するものとされています。本年度につきましては、地域別最低賃金は９月４日に官報公示され、10 月４日発効が確定しております。また、特定最低賃金につきましては、本日の答申により、専門部会を設置して金額審議を行う予定はございません。つきましては、地域別最低賃金を御審議いただいた福井県最低賃金専門部会について、廃止する旨の議決をお願いしたいと思います。

○井花会長

ただいま事務局から説明がありましたとおり、福井県最低賃金専門部会の廃止を決定したいと考えますが、御異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

○井花会長

異議なしと認めます。それでは、福井県最低賃金専門部会を廃止することに決定いたします。引き続き、事務局から説明をお願いいたします。

○野﨑賃金室長

今後の審議会日程についてお知らせいたします。特定最低賃金の改正審議が行われないこととなりましたので、今年度の最低賃金に関する審議は、これをもって終了となります。次回は、来年３月頃に意向表明に関する審議会の開催を予定しております。日程につきましては、改めて調整の上、御連絡いたします。事務局からは以上ですが、ここで佐藤局長から御挨拶を申し上げます。

○佐藤局長

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、真摯な御審議を賜り、誠にありがとうございました。また、本日、御審議いただきました特定最低賃金の金額改正の必要性につきましては、いずれも金額改正が必要との結論には至りませんでしたが、引き続き、関係労使のイニシアティブを十分に発揮いただきまして、改めて次年度以降の御審議をお願いすることになりますので、引き続き何とぞよろしくお願いいたします。さて、御案内のとおり、福井県最低賃金は、９月４日の官報公示により、10 月４日の発効が確定いたしました。当局としましては、賃金の引上げ支援策である業務改善助成金や、キャリアップ助成金（賃金規定等改定コース）など支援策の利活用について周知に努めているところです。改正福井県最低賃金の円滑な施行・履行確保に向けて、引き続きの御協力をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

○井花会長

ありがとうございました。以上となりますが、ほかに皆様から何かございませんでしょうか。

○島田委員

この先の話になります。次回は来年３月とのことでしたので、意向表明に関する議論が中心になると思いますが、その際も含め、議論を行うに当たり、共通した信頼性のあるデータを基礎にすることが重要だと考えています。双方とも、それぞれの立場によって物事を見る角度が異なるため、主張も変わってくると思います。しかし、そのような中で議論を前に進めていくためには、共通の土台となるデータがより重要になると考えています。そのため、できれば３月の段階で、信頼性のあるデータを共有した上で、「そのデータに基づいてお互いに真摯に議論を行いましょう」ということを改めて確認する機会にしていただければと思います。

「主張と証拠は別である」という話があります。そのため、提示されるデータが本当に根拠となるものかどうかを確認しながら議論を進めていくことが重要だと思っています。次回まで半年以上ありますので、そうした点について改めて確認し、共有する場としていただければと考えています。以上です。

○井花会長

分かりました。ほかに御意見、御要望等はございませんでしょうか。

はい、中山委員、どうぞ。

○中山委員

今の島田委員のお話を受けてですが、現在、最低賃金の引上げによる影響を受けている企業が、どの程度助成金制度を活用しているのかというデータについて、私は知りたいと思っています。助成金の活用状況について、可能であれば御提示いただきたいと思います。

○井花会長

今、具体的にデータの要望がありましたが、そのような資料の提供は可能でしょうか。

○野﨑賃金室長

その件につきましては、実は既に調査を行っております。例えば、前回頂いた御質問の中に、「最低賃金法違反があった事業場と、業務改善助成金を受給している事業場との関係はどうなっているのか」というものがありました。結論から申し上げますと、最低賃金違反をしている事業場については、そもそも助成金の支給対象となりません。したがって、最低賃金を下回っている事業場が業務改善助成金を受給しているということはありません。

また、業務改善助成金等につきましては、日本標準産業分類に基づく業種区分で集計を行っています。一方で、最低賃金に関する監督指導については、労働基準法上の業種区分によって統計を取っています。そのため、両者のデータを直接結び付けることができず、御質問に対して明確にお答えすることが難しい状況です。前回頂いていた御質問については、そのような整理を行っております。

今回御要望のあった、業務改善助成金の申請を受け付けたときに「どの業種で助成金の利用が多いのか」という点については、業界別の状況としてお示しできるかどうか、内部で検討したいと思います。一定程度の説明はできるかもしれませんが、そのデータから実際に最低賃金の影響を大きく受けている企業

なのか、あるいは最低賃金を下回る水準にあった企業なのか、といったところまでは把握できない可能性があります。御要望いただいた内容にどこまで対応できるかについては、内部で検討した上でお答えしたいと考えています。

○井花会長

はい、ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

中澤委員、どうぞ。

○中澤委員

先ほどの中山委員の御発言に関連する内容かもしれません。先ほどは、最低賃金の影響を受けている企業と補助金利用との関係についてのお話だったと思います。例えば、賃金規程等改定コースでは、改定前の賃金水準が最低賃金を下回っている場合に、それを引き上げるための計画を作成して申請する仕組みだと思います。そのような申請データから、何らかの集計や数字を把握することは可能なのでしょうか。

○野﨑賃金室長

業務改善助成金にしてもキャリアアップ助成金にしても、業務改善助成金を例に申し上げますと、利用する事業場は、改正後の最低賃金を下回る賃金水準となっている労働者の賃金を引き上げることが前提になります。

そのため、業務改善助成金を申請する事業場は、基本的に改正後の最低賃金を下回る賃金水準の労働者を抱えている企業ということになります。ただし、キャリアアップ助成金についても同様の整理が可能かという点については、現時点ではお答えしかねます。

○中澤委員

承知しました。

○井花会長

それでは、本日の審議会はこれをもって閉会といたします。皆様、どうもありがとうございました。

（閉会）